

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 齋藤昌之

記

1 監査の種類 定例監査

- 2 監査実施日 令和3年10月6日 消防本部
令和3年10月13日 上下水道部
令和3年10月27日 農業委員会事務局、議会事務局
令和3年11月10日 総合政策部
令和3年11月26日 教育委員会事務局

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
消 防 本 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
上 下 水 道 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
農 業 委 員 会 事 務 局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
議 会 事 務 局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
総 合 政 策 部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
教 育 委 員 会 事 務 局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、文書の日付や公印に関する取扱いの誤りや、補助金交付要綱等に補助対象経費を定めていない事例が見受けられた。

5 意見・要望

財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められたが、以下の点について意見を述べたい。

歳出において、各部署の所管する複数の補助事業に関し、補助対象経費が不明確なため補助金の使途に拡大解釈の余地があるものや、収支書類に詳細な記載がないなど補助金の実績確認をしにくいものが見受けられた。補助事業の実施にあたっては、補助金交付要綱等に対象経費又は対象外経費を具体的に明記することや、補助事業者に対して適切な収支書類の提出を求めることなど、補助事業をより公正かつ合理的に実施するための方策を検討されたい。

また、文書管理において、日付処理や公印使用に関する基本的な誤りが見受けられたほか、契約事務に関し、仕様書に誤記がある状態で契約を締結していた例や、見積徴収等の必要な手順を経ずに購入していた例があったため、適切な事務処理を心掛けられたい。

以前から同様の意見を述べているが、これらの事項が放置され、繰り返されることによって、不適切な支出や公文書改ざん等の事務執行上のリスクともなり得ることが懸念されることから、全庁的な課題として捉え、改善に取り組まれない。